

# 泉南市手話言語条例

手話は、手指・体の動き・視線・表情・指さしを使って視覚的に表現する言語であり、音声言語の日本語とは文法的に異なる独自の言語として、ろう者等の中で生まれ、大切に育み受け継がれている。

かつては、手話を自由に使用することが困難な社会環境にあり、また、ろう学校においても正式な教育課程として手話を学ぶ機会が十分に保障されていなかった。そのため、ろう者等は、必要な情報やコミュニケーションの確保に多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中で、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法において、手話は音声言語と対等の「言語」として位置づけられた。また、手話に関する施策の推進に関する法律においては、地方公共団体に対して手話に関する施策を総合的に策定し、及び実施することが求められている。これは、手話がろう者等にとって重要な意思疎通の手段であることを示すものである。

泉南市は、「手話は言語である」との認識に基づき、手話の理解と広がりをもって、地域で支え合いながら手話を使って自分らしく安心していきいきと暮らせるまちを目指して、この条例を制定する。

## (目的)

第1条 この条例は、手話は言語であるとの認識に基づき基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、もって全ての市民が共に認め合いながら共生する地域社会を実現することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において「ろう者等」とは、手話を主な意思疎通の手段として用いる聴覚に障害のある者をいう。

## (基本理念)

第3条 ろう者等が、自立した日常生活を営み、地域における社会参加を実現し、全ての市民が共に認め合いながら、共生することのできる地域社会の実現を目指すものとする。

2 手話は言語であると認識し、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、かつ、ろう者等が手話による意思疎通を円滑に図る権利を有することを基本として、その権利が尊重されるものでなければならない。

## (市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話を普及し、及び手話を使用しやすい環境を整備することにより、ろう者等が自立した日常生活を送り、かつ、地域社会に参加する機会が確保できるよう、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及を図るための施策
- (2) 手話による意思疎通及び情報の取得の機会の拡大を図るための施策
- (3) 手話に関する専門的な知識・技能を有する人材の確保、養成、研修の機会の確保、その他手話による意思疎通を支援するための施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項の施策の推進に係る方針を定め、ろう者等、手話通訳者その他市の手話施策に関わる者の意見を聴き、必要に応じて見直しを行うものとする。

## (市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者（市内で事業活動を行う者をいう。）は、基本理念に対する理解を深め、ろう者等が利用しやすいサービスを提供するとともに、ろう者等に必要環境を整備するために合理的な配慮の提供に努めるものとする。

(教育等の場における理解の促進)

第7条 市は、教育・保育の場において、ろう者等と出会う機会を支援し、手話に親しみ、手話を学ぶ機会の確保に努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。